

**令和7年度（第77回）岩手県民スポーツ大会ゴルフ競技
市町村対抗団体戦（成年男子の部）
ローカルルールと競技の条件**

日時：2025年6月23日（月）

場所：ニュー軽米カントリークラブ 白樺・桜コース
〒028-6413 九戸郡軽米町円子2-4-1
TEL0195-45-3331 FAX0195-45-3330

標記競技には R&A と USGA が制定したゴルフ規則と、以下のローカルルールと競技会場で岩手県ゴルフ連盟が追加または修正したローカルルールが適用されます。下記に規定されているローカルルールの全文については、2023年1月施行のゴルフ規則のオフィシャルガイド（www.jga.or.jp）に掲載）と R&A によって4半世紀ごとに更新される詳説（www.jga.or.jp）に掲載）をご参照ください。

別途規定されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰（ストロークプレーでは2罰打）。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則 18.2）

アウトオブバウンズは白杭のコース側の地表レベルで結んだ線によって定められる。

但し、1番ホール右側、9番ホール右側、13番ホール左側、14番ホール左側において、現にプレーするホールの白杭を結ぶ線を越えて他の区域に止まった球はアウトオブバウンズの球とする。

2. ペナルティーエリア（規則 17）

- (1) ペナルティーエリアがコースの境界に隣接している場合、そのペナルティーエリアの縁はその境界まで達し、その境界縁と一致する。
- (2) プレーヤーの球がコースの境界に隣接したレッドペナルティーエリアにあることが分かっている、または事実上確実であり、その球がペナルティーエリアの縁を最後に横切った地点がそのペナルティーエリアのコースの境界線側の縁である場合、ローカルルールひな型B-2.2に基づいてその地点の反対側に救済を受けることができる。

3. 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（規則 16）

(1) 修理地

- ① 青杭を立て白線で完全に囲まれている区域。
- ② レフェリーが異常であるとみなした地面の損傷箇所（例：車両の移動による損傷）。
- ③ 張芝の継ぎ目；ローカルルールひな型F-7を適用する。
- ④ コース内のフレンチドレイン（石を敷き詰めた排水用の溝）。

(2) 動かさない障害物

- ① 動かさない障害物と白線で結んだ区域は1つの異常なコース状態として扱う。
- ② 動かさない障害物によって囲まれて造園された区域（花壇や低木の植込みなど）とその区域に生長しているすべての物は1つの異常なコース状態として扱う。
- ③ U字排水溝はジェネラルエリアの動かさない障害物として扱われ、ペナルティーエリアではない。ただし、ペナルティーエリアとしてマーキングされている区域の中にあるU字排水溝（フレンチドレインを含む）を除く。
- ④ 人工の表面を持つ道路に隣接しているU字排水溝とフレンチドレイン（石を敷き詰めた排水用の溝）はその道路の一部として扱う。

4. パッティンググリーンに近接する動かさない障害物

ローカルルールひな型F-5.2を適用するが第2段階に下記を追記する。

このローカルルールは球と障害物の両方がフェアウェイの芝の長さかそれ以下に刈ってあるジェネラルエリアの部分にある場合にだけ適用する。

5. クラブと球

- (1) 適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型G-1を適用する。

- このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格
- (2) 溝とパンチマークの仕様：ローカルルールひな型G-2を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格
- (3) 適合球リスト：ローカルルールひな型G-3を適用する。
このローカルルールの違反の罰：失格
- (4) 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り換え：ローカルルールひな型G-9を適用する。

6. プレーの中断（規則 5.7）

プレーの合図と再開には次の合図が使われる。

危険な状況のため即時中断：1回の長いサイレン

通常の中断：3回の連続する短いサイレン

プレー再開：2回の短いサイレン

注：危険な状況のためにプレーが中断された場合、すべての練習区域も直ちに閉鎖される。プレーヤーがこの閉鎖を無視して練習した場合は懲罰的な措置をとることになる（委員会の措置 51）。

7. 練習（規則 5.2）

(1) ラウンド前とラウンドとラウンドの間の練習

規則 5.2b は次の通り修正される：

プレーヤーはラウンド前やラウンドとラウンドの間、その日の自分の最終ラウンドのプレー終了後に、競技コースで練習してはならない。ただし、指定練習区域を除く。

(2) ホールとホールの中の練習

規則 5.5b は次の通り修正される：

2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- ・ 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
- ・ 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

8. キャディー（ローカルルールひな型H-1.2）

正規のラウンド中、プレーヤーのキャディーの使用を禁止する。

このローカルルールの違反の罰：プレーヤーはキャディーに援助してもらったその各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

9. スコアカードの提出

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの体全体が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならない、そしてすぐに戻らなければならない。

10. タイの決定

タイの決定方法は各競技の競技規定に定められるか、岩手県ゴルフ連盟により会場で公表される。

11. 競技の結果－競技の終了

岩手県ゴルフ連盟のホームページに成績が表示された時点をもって終了とみなす。

12. 行動規範

プレーヤー、またはキャディーは岩手県ゴルフ連盟が定める「行動規範」に従わなければならない。

【 行動規範 】

この競技がすべての人々に楽しんでもらえるように、すべての参加プレーヤーはこの行動規範に従わなければならない。この規範の目的は、プレーヤーに自らの行動の結果を知ってもらうために、プレーヤーに期待されることを説明し、違反となる行動を明確にすることある。規則 1.2「プレーヤーの行動基準」に基づき、プレーヤーはこの行動規範の内容を知っておかななければならない。

行動規範の違反となる行動の例

- ・ コースの保護をしない（例えば、バンカーをならさない、ディボットを元に戻さないなど）。
- ・ 受け入れられない言動をする。
- ・ クラブやコースを乱暴に扱う（クラブを投げたりコースを損傷させる）。


- ・ 他のプレーヤー、競技委員、大会関係者、ギャラリーに失礼な態度をとる。
- ・ いじめ、ハラスメント、差別、脅迫。
- ・ 認められていない場所での喫煙、飲酒。
- ・ 違法薬物の摂取。
- ・ 違法物の所持。
- ・ 開催倶楽部のドレスコード（別途定めている場合はそのコード）に従わない。
- ・ その他ゴルファーとして相応しくない態度。
- ・ 主催者が要請する感染症防止対策に従わない。

行動規範の違反の罰

- ・ 行動規範の最初の違反－レフェリーからの警告、あるいは競技委員会による制裁。
- ・ 2 回目の違反－1 罰打。
- ・ 3 回目の違反－2 罰打。
- ・ 4 回目の違反や重大な非行－失格。

プレーヤーは上記の行動基準に違反した時点で罰が自動的に適用されるのではなく、罰を適用するかどうかについては競技委員会、競技委員長の裁量に委ねられる。

お知らせ

1. 指定練習日 : 5月26日(月)～6月20日(金)までの平日と6月22日(日)とし、選手は予めスタート時刻を開催コースへ直接予約してください。
2. 組合せ : 8:00 4人組 OUT(白樺)・IN(桜)同時スタート
3. 開場時間 : クラブハウスは6:30、レストラン・練習場は7:00オープンとする。
受付 : プレーヤーは30分前には受付を終了し、スタート5分前にはティーイングエリア周辺に待機すること。
4. 練習場 : 練習場は指定練習場にて行い、打撃練習場においては、備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人30個(300円)を限度とする。
※パッティンググリーンでのアプローチ練習(チップングを含む)は禁止します。
5. 選手変更 : 選手変更届(選手交代・欠場)に記入の上、競技委員会開始前(競技当日7:20)までに大会本部へ提出のこと。(FAX可)
ニュー軽米カントリークラブ FAX 0195-45-3330
6. キャプテン会議 : **実施しませんので、マスター室前のインフォメーションボードをご確認ください。**
7. 食事 : **※朝食は予約制となります。必要なチームは6月16日(月)までに開催コースへ直接予約してください。**
9ホール終了後30分程度の休憩が入ります。レストランの利用は可能です(軽食の提供はありません)。
8. 料金の支払い : プレー費以外(個人の購入品、飲食代)は、各日精算願います。
9. 表彰式 : 競技終了後レストランで行ないます。
10. ギャラリー : コース内の入場(観戦)はスタートホールのティ周辺、9番、18番ホールのグリーン周辺のみとします。クラブハウスはレストラン、トイレ共に利用可能です。
11. ゴルフ利用税 : 70歳以上の選手の方は、ゴルフ利用税が免税となります。証明書を持参のうえ、フロントへ提示願います。
12. 携帯電話の使用 : プレー中、アプリ「ゴルフ規則書 The R&A」を使用する場合は、携帯電話の使用を認めます。
13. 成績等閲覧 : ホームページ (<http://www.tga.gr.jp>) をご利用願います。 
14. 欠場連絡方法 : 開催コースにFAXで送付するか、会期期間中は競技委員長に申し出ること。
電話やフロント等へ口頭での申し出は認めない。
無断欠席による競技失格の罰が課された者については、その事情を考慮したうえで、最大で翌年12月末までの当連盟主催競技の出場資格停止処分を科すことがある。